

# 給付金

会員になった日から、結婚・出産・傷病・死亡などの給付事項が発生すれば給付を受けることができます。

## ●請求方法

1. 給付事由が発生しましたら、すぐに各企業の共済事務担当者に届けてください。
2. 給付金の請求は、事業主が会員の代理人となり、「給付金請求書※」により行ってください。その際、事業主の「事実証明」（朱肉で押印）が必要です。
3. 夫婦とも会員の場合は、該当の給付金をそれぞれ請求できます。
4. 会員資格を有する期間内に給付事由が発生し、かつ事由発生の日から1年以内であれば、「会員資格喪失後」（ただし、事業所が退会した場合は除く）であっても請求可能です。ただし、「会員資格喪失後の請求」の場合は、「事由を証明する添付書類」が必要です。

※ 給付金請求書がホームページからダウンロードできるようになりました。  
(トップページ→各種申請様式集)

## ●請求期限

事実発生の日から1年以内に請求してください。(事務局必着)

※傷病見舞金は欠勤の起算月から1年以内に請求してください。

## ●給付金の受領

給付金は、事業主が指定した金融機関の口座に振り込みますので、事業主から給付金をお受取りください。指定口座への振り込みは、請求後約1～2ヶ月かかります。(振り込みの際には事業所宛にハガキで通知します。)

## ●給付のご案内時期

下記の給付については、共済からハッピーパックニュースでご案内いたします。

| 給付の種類      | 案内時期     | 請求書送付時期 |
|------------|----------|---------|
| 20歳祝品・還暦祝品 | 1月号ニュース  |         |
| 入学祝金・卒業祝品  | 3月号ニュース  |         |
| 永年勤続褒賞記念品  | 10月号ニュース | 10月上旬   |

※その他“ハッピーパックぶらす”よりライフステージに合わせたお祝い事に対しささやかなプレゼントもございます。  
詳しくはホームページ“ハッピーパックぶらす”をご覧ください。



●給付金一覧表

| 種 類       | 給付条件                          | 給付額               | 備 考   |
|-----------|-------------------------------|-------------------|---|
| 結婚祝金      | 会員が結婚したとき                     | 12,000円           | ・ 姓が変わる時は、変更届（会員）とともに新姓で請求してください。<br>・ 2年以上会員であった会員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したときも請求できますが、戸籍抄本、または婚姻届受理証明書の添付が必要です。（請求時に会員の方は、添付不要です。）                                      |
| 出産祝金      | 会員、またはその配偶者が出産したとき            | 6,000円            | ・ 双子児の場合、給付は2件となります。  |
| 入学祝金      | 会員の子供が小学校、および中学校に入学するとき       | 6,000円            | ・ 3月号ニュースでご案内します。   |
| 卒業祝品      | 会員本人が定時制、または通信制の高等学校を卒業したとき   | 3,500円            | ・ 3月号ニュースでご案内します。   |
| 20歳祝品     | 会員が満20歳になるとき                  | 相当の記念品            | ・ 1月号ニュースでご案内します。請求不要。共済で該当者を調査の上、1月下旬～2月上旬に該当者のいる企業に記念品を送付します。   |
| 還暦祝品      | 会員が満60歳になるとき                  |                   |   |
| 永年勤続褒賞記念品 | 同一企業で会員資格を得てから5年勤務したとき        | 5,000円<br>相当の記念品  | ・ 10月号ニュースでご案内します。<br>・ 10月上旬に該当者のいる企業に請求書を送付します。<br>・ 給付の性格上、事業主、非常勤勤務者、家族従業員は該当しません。  |
|           | 同一企業で会員資格を得てから10年勤務したとき       | 10,000円<br>相当の記念品 |   |
|           | 同一企業で会員資格を得てから20年勤務したとき       | 20,000円<br>相当の記念品 |   |
| 傷病見舞金     | 会員が傷病により1ヵ月以上欠勤したとき（1年間に1度まで） | 11,000円           | ・ 医師の診断書・健康保険や労災保険の傷病手当支給申請書など（医師の証明と病名の記載があること）傷病により1ヵ月以上連続して欠勤したことを証する書類の写しの添付が必要です。傷病見舞金を受けた場合、その欠勤の起算日から1年間は再度傷病見舞金を受給できません。<br>給付の性格上、亡くなってからの請求は対象になりません。 |
| 死亡弔慰金     | 会員が死亡したとき                     | 20,000円           | ・ 受給者（相続人）と死亡会員との続柄がわかる公的書類の添付が必要です。<br>（一例）戸籍謄本、死亡届、死産届の写し   |
|           | 会員の配偶者、または1親等の血族が死亡したとき       | 6,000円            | ・ 配偶者の父母は対象となりません。（ただし戸籍上、養子縁組されている場合、養父・養母・養子も対象になります。）  |

※上記以外の場合でも、内容に不明な点や添付書類等に不備があるなど、必要に応じて内容確認に必要な公的書類をはじめ関係書類などの提出を別途求めることがあります。

